



条例案の概要

(美濃加茂市議会第1回定例会資料)

令和7年2月20日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 1 号	美濃加茂市看護師修学資金貸与条例について	1
議第 2 号	美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	2
議第 3 号	美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について	3
議第 4 号	美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	5
議第 5 号	美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	7
議第 6 号	美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	9
議第 7 号	美濃加茂市都市計画税条例及び美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について	1 0
議第 8 号	美濃加茂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について	1 1
議第 9 号	美濃加茂市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について	1 3
議第 1 0 号	美濃加茂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	1 4
議第 1 1 号	美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	1 6
議第 1 2 号	美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について	1 7
議第 1 3 号	美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について	1 9

議第 1 4 号	美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部 を改正する条例について	2 1
議第 1 5 号	美濃加茂市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部 を改正する条例について	2 2

〔議第 1 号〕

美濃加茂市看護師修学資金貸与条例について

【議案書：1 頁】

◎ 条例制定の趣旨

今後、高齢化社会が進行し、医療を必要とする人が増えることが見込まれる中で、医療を支える人材は、人口減少に伴い減少していくことが予想されます。

将来を見据え、安定した地域医療体制を確保するため、看護師として市内医療機関において看護業務に従事する意思のある修学生に修学資金を貸与するための条例を制定するものです。

◎ 条例の概要

○ 貸与の対象者 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

- (1) 養成施設（保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号。以下「法」という。）第 21 条第 1 号に規定する大学、同条第 2 号に規定する学校及び同条第 3 号に規定する看護師養成所）に在学し、当該施設の長の推薦を受けた者
- (2) 看護師（法第 5 条に規定する看護師）として、市内医療機関（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所）において看護業務に従事する意思のある者
- (3) 他地方公共団体の同種の資金の貸与を受けていない者又はその見込みのない者

○ 貸与の額 月額 30,000 円以内で市長が定める額

○ 貸与期間 養成施設の修学期間の範囲内で貸与契約で定める期間

○ 貸与金の返還の免除 次のいずれかに該当した場合

- (1) 養成施設の卒業後 1 年 2 か月以内に看護師免許を取得し、直ちに市内医療機関において看護業務に従事し、その従事期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき。
- (2) 看護業務の従事期間又は養成施設在学中に死亡したとき。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

〔議第 2 号〕

美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書：5 頁】

◎ 改正の概要

放課後児童支援員の人材確保に資するため、放課後児童支援員の要件を改正します。

◎ 改正の主な内容

○ 放課後児童支援員の要件の改正（第 10 条関係）

放課後児童支援員の要件には、都道府県知事が行う研修を修了する必要があるが、この研修に指定都市、中核市が行う研修を追加します。

また、研修を修了したものに、研修計画を定めた上で、業務に従事することとなった日から 2 年以内に当該研修を修了することを予定している者を含むように改正します。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

〔議第 3 号〕

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
美濃加茂市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について

【議案書： 7 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報 1

公布された法令	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 5 3 号）
条例改正に影響する施行日	令和 7 年 4 月 1 日
改正された法令	栄養士法（昭和 2 2 年法律第 2 4 5 号）
条例改正に影響する条	第 5 条の 3

○ 法改正情報 2

公布された法令	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 1 0 9 号）
条例改正に影響する施行日	令和 7 年 4 月 1 日
改正された法令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）
条例改正に影響する条	第 1 6 条

○ 条例改正趣旨

栄養士法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

○ 職員配置基準の改正（第 1 7 条関係）

「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改めます。

第 2 条 美濃加茂市学校給食センター設置条例の一部改正

○ 設置根拠の明確化（第 1 条関係）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2

号) 第30条の教育機関として設置することを明記します。

○ 職員の配置と職務の改正（第4条及び第5条関係）

「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改めます。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

〔議第 4 号〕

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書： 10 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 7 号）
条例改正に影響する施行日	令和 7 年 4 月 1 日
改正された法令	○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「内閣府令」という） ○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「厚生労働省令」という。）
条例改正に影響する条	○内閣府令第 37 条、第 42 条及び附則第 5 条 ○厚生労働省令第 6 条及び附則第 3 条

○ 条例改正趣旨

内閣府令及び厚生労働省令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

○ 特定教育・保育施設等との連携の改正（第 43 条関係）

集団保育の体験や相談、助言等に係る連携施設との協力体制の確保を適用しないことができる要件と、代替保育の提供に係る連携施設との協力体制の確保を適用しないことができる要件を加えます。

○ 連携施設に関する経過措置の改正（附則第 5 条関係）

「10 年」を「15 年」に改めます。

第 2 条 美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

○ 保育所等との連携の改正（第 7 条関係）

集団保育の体験や相談、助言等に係る連携施設との協力体制の確保を適用しないことができる要件と、代替保育の提供に係る連携施設との協力体制の確保を適用しないことができる要件を加えます。

○ **連携施設に関する経過措置の改正（附則第3条関係）**

「10年」を「15年」に改めます。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 32 号）
条例改正に影響する施行日	令和 7 年 4 月 1 日
改正された法令	国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）
条例改正に影響する条	第 29 条の 3、第 29 条の 4 の 3 及び第 29 条の 7

○ 条例改正趣旨

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和 7 年 2 月 7 日に公布され、国民健康保険料の賦課限度額、軽減判定所得基準が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 賦課限度額の引上げ（第 20 条、第 20 条の 7、第 32 条及び第 32 条の 4 関係）

国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を現行の 65 万円から 66 万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を現行の 24 万円から 26 万円に引き上げます。

所得の高い世帯の負担が増え、中間所得層の世帯の負担増加を抑えることになります。

○ 軽減判定所得基準（第 32 条関係）

低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5 割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を 29 万 5 千円から 30 万 5 千円に、2 割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を 54 万 5 千円から 56 万円に引き上げます。

軽減に該当する世帯が増えるため、所得の低い世帯の負担が減ることになります。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第 1 項）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

○ 経過措置（第 2 項）

改正後の美濃加茂市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の保険料から適用し、令和6年度までの保険料は従前の例によるものとします。

〔議第 6 号〕

美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：23頁】

◎ 改正の概要

市営住宅における連帯保証人制度を廃止します。現在、市営住宅への入居時には連帯保証人が必要ですが、住宅困窮者が連帯保証人を確保できないことから、市営住宅への入居に支障が生じることがないように、条例を改正します。

また、近年の身寄りのない単身高齢者等の増加を背景に国土交通省通知（平成30年3月30日付国住備第503号、令和2年2月20日付国住備第130号）により、住宅困窮者の公営住宅への入居に支障が生じることのないように適切な対応を求める通達がありました。この通達を受け、県内市町村においても連帯保証人の制度を廃止する動きが進んでいます。

◎ 改正の主な内容

○ 連帯保証人の廃止（第11条関係）

住宅への入居手続きに際し、連帯保証人1人の連署する契約書を提出することとしていますが、連帯保証人の連署を必要とする旨の記載を削除します。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第1項）

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

○ 経過措置（第2項）

この条例による改正後の美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に第8条第2項に規定する入居者の決定及び第13条第1項に規定する入居の承継の承認がされた者について適用し、同日以前に入居者の決定及び入居の承継の承認がされた者については、なお従前の例による。

〔議第 7 号〕

美濃加茂市都市計画税条例及び美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

【議案書：26頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）
条例改正に影響する施行日	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和6年政令第362号） 令和7年4月1日
改正された法令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
条例改正に影響する条	第2条

○ 条例改正趣旨

法の改正により、項ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市都市計画税条例の一部改正

○ 引用条文の改正（附則第7項関係）

附則第7項第1号中の引用する「同条第15項」を「同条第16項」に改めます。

第2条 美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正

○ 引用条文の改正（第4条関係）

第4条第7号中の引用する「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めます。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

〔議第 8 号〕

美濃加茂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：28頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第394号）
条例改正に影響する施行日	令和7年4月1日
改正された法令	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）
条例改正に影響する条等	別表

○ 条例改正趣旨

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分が追加になるため、美濃加茂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の退職報償金支給額表の勤務年数について、改正前の勤務年数にあわせ、「30年以上」を「30年から34年」に細分化し「35年以上」を追加するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 非常勤消防団員に係る退職報償金支給額表に勤務年数区分の追加（別表）

【改正前】

階級 勤務年数	団員	部長及び 班長	副分団長	分団長	副団長	団長
5年～29年	千円 省略	千円 省略	千円 省略	千円 省略	千円 省略	千円 省略
30年以上	689	734	809	849	909	979

【改正後】

階級 勤務年数	団員	部長及び 班長	副分団長	分団長	副団長	団長
5年～29年	千円 省略	千円 省略	千円 省略	千円 省略	千円 省略	千円 省略
30年	689	734	809	849	909	979

3 1 年	7 0 9	7 5 4	8 2 9	8 6 9	9 2 9	9 9 9
3 2 年	7 2 9	7 7 4	8 4 9	8 8 9	9 4 9	1 0 1 9
3 3 年	7 4 9	7 9 4	8 6 9	9 0 9	9 6 9	1 0 3 9
3 4 年	7 6 9	8 1 4	8 8 9	9 2 9	9 8 9	1 0 5 9
3 5 年以上	7 8 9	8 3 4	9 0 9	9 4 9	1 0 0 9	1 0 7 9

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

○ 経過措置

この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職する非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によるものとします。

〔議第 9 号〕

美濃加茂市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：30頁】

◎ 改正の概要

人事評価による職員の分限処分を実効性のある制度とするため、職位に相応しい能力発揮ができていない職員を分限処分の対象とするよう基準を見直すものです。

◎ 改正の主な内容

○ 処分対象基準の改正（第 2 条、第 7 条及び第 8 条関係）

これまで能力評価と業績評価による全体評語が最下位の段階である場合の職員を対象としていましたが、職位に相応しい能力発揮ができていることが適切な組織運営を行う上で重要なことであるため、分限処分の対象となる基準は業績評価を含めず能力評価を重視することに変更します。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

◎ 改正の概要

令和6年8月8日に行われた人事院勧告に基づき、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」として、時代の要請に即した給与制度への抜本的な転換を図ることを目的として諸手当等の改正を行います。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正

○ 扶養手当の改定（第10条関係）

社会と公務の変化を踏まえ、配偶者に係る扶養手当を廃止します。一方、子に要する経費の実情や、少子化対策が推進されていることを踏まえ、子に係る扶養手当額を13,000円に引き上げます。

○ 地域手当の改定（第11条の2関係）

職員に地域手当3%を支給します。

○ 管理職員特別勤務手当の改定（第19条の2関係）

時間外勤務手当が支給されない管理職員について、災害への対処など他律的な事由により深夜に及ぶ勤務を行った場合に、適切な処遇を確保する観点から支給対象時間帯を拡大し、午後10時から午前5時までとします。

○ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当について（第19条の3関係）

複雑・高度化する行政課題に的確に対応するため、高齢層職員の能力及び経験の活用が進められてきており、給与面でも更に支援する必要があるため、住居手当を支給できるよう改正します。

○ 給料表の改定（別表第1関係）

職責を担う管理職員に対し、役割に見合った処遇を確保することや、早期に昇格した者に高い処遇を確保することに重点を置き、職務・職責に応じた俸給体系への刷新を図るため、給料表を改正します。

第2条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

○ 暫定再任用職員に係る適用除外について（附則第10項）

複雑・高度化する行政課題に的確に対応するため、高齢層職員の能力及び経験の活用が進められてきており、給与面でも更に支援する必要があるため、住居手当を支給できるよう改正します。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日等（第１項）

この条例は、令和７年４月１日から施行します。

○ 号給の切替え（第２項）

改正後の給料表における号給は、附則別表に基づいて切替えます。

○ 号給の調整（第３項）

切替日前の異動者の号給について、必要な調整を行うことができるものとします。

○ 経過措置（第４項）

扶養手当の改定における経過措置として、令和７年度の配偶者に係る手当を３，０００円、子に係る手当を１１，５００円とします。

〔議第 1 1 号〕

美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：50頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）
条例改正に影響する施行日	令和7年4月1日
改正された法令	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）
条例改正に影響する条	第61条の2

○ 条例改正趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 引用条文の改正（第19条関係）

第19条第3項中の引用する「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改めます。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

〔議第 1 2 号〕

美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

【議案書： 5 2 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報 1

公布された法令	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 2 号）
条例改正に影響する施行日	令和 7 年 4 月 1 日
改正された法令	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）
条例改正に影響する条	第 1 6 条の 8、第 2 1 条

○ 法改正情報 2

公布された法令	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 7 2 号）
条例改正に影響する施行日	令和 7 年 4 月 1 日
改正された法令	地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）
条例改正に影響する条	附則第 9 条

○ 条例改正趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

○ 深夜勤務及び時間外勤務の制限（第 8 条の 3 関係）

深夜勤務及び時間外勤務の制限を請求できる職員の要件を 3 歳に満たない子のある職員から小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に改正します。また、介護を必要とする家族がいる職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について準用できるよう改正をします。

○ 職員に対する意向確認等（第 1 6 条の 3 関係）

介護離職に至ることを防止するため、仕事と介護の両立支援制度の個別

周知と意向確認を実施しなければならないことを規定します。

○ 勤務環境の整備に関する措置（第16条の4関係）

仕事と介護の両立支援制度を強化するため、職員に対し、制度等に関する早期の情報提供や研修の実施をしなければならないことを規定します。

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正

○ 引用条文の改正（附則第2項関係）

附則第2項中の引用する「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改めます。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第1項）

この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行します。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行します。

○ 経過措置（第2項）

請求手続については、施行日前においても行うことができることとします。

〔議第 13 号〕

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について

【議案書：56 頁】

◎ 改正の概要

令和 6 年 8 月 8 日に行われた人事院勧告に基づき、公務全体として能力・実績に基づく人事管理を進める中で、特定任期付職員も、勤務成績を適時のタイミングで給与に反映し、支給額のメリハリを柔軟に付けることが適当であるという趣旨から、人事評価の結果等に応じて支給される勤勉手当を支給できるように改正します。

また、勤勉手当の支給に伴い、特定任期付職員業績手当を廃止します。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

○ 特定任期付職員業績手当の廃止について（第 7 条関係）

特定任期付職員業績手当を廃止します。

第 2 条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

○ 期末勤勉手当の支給率について（第 9 条関係）

令和 7 年度の期末手当の支給月数を 0.95 月、勤勉手当の支給月数を 0.875 月とします。

【参考】期末勤勉手当の見直し

区 分	現行 (R6. 4. 1時点)		改正後 (R6. 12. 1時点)		改正後 (R7. 4. 1時点)	
	期 末		期 末		期 末	
6 月 支給割合	期 末	1. 7 0 月	期 末	1. 7 0 月	期 末	0. 9 5 0 月
	勤 勉	—	勤 勉	—	勤 勉	0. 8 7 5 月
1 2 月 支給割合	期 末	1. 7 0 月	期 末	1. 7 5 月	期 末	0. 9 5 0 月
	勤 勉	—	勤 勉	—	勤 勉	0. 8 7 5 月
合 計		3. 4 0 月		3. 4 5 月		3. 6 5 月

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

〔議第 14 号〕

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：58 頁】

◎ 改正の概要

会計年度任用職員の報酬について、職種ごとに上限を設定していましたが、昨今の社会情勢に適切に対応するため、一律に上限を設定します。

◎ 改正の主な内容

○ 報酬の上限の改定（第 2 条関係）

会計年度任用職員の報酬の上限を規定します。職種ごとに上限を設定していた別表を削ります。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

〔議第 15 号〕

美濃加茂市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：60頁】

◎ 改正の概要

公の施設使用料の見直しに併せて、学校施設の目的外使用（学校開放）に係る使用料の見直しを行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 目的外使用許可の明記（第2条関係）

学校施設については、学校教育に利用するための施設であることから、社会教育等のために使用する場合は、目的外使用であることを明記しました。

○ 使用許可基準の整理（第3条関係）

教育委員会が使用許可をしない場合の基準について、他の公の施設を参考に次のとおり整理しました。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 学校施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 学校の管理及び運営に支障があると認めるとき。
- (5) 営利を目的とした興行等に類する行為であると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が適当でないと認めるとき。

○ 使用料の取扱いについての整理（第4条関係）

使用料の取扱いは、市長の権限であることから、徴収・還付・減免については、市長が行う旨を明記しました。

○ 使用に係るルールの追加（第5条から第7条まで関係）

学校施設の使用の際に発生する使用权の取り扱いや原状回復義務について追加しました。

○ 損害賠償義務の追加（第8条関係）

学校施設、備品等を損傷・滅失した者に対する損害賠償義務について追加しました。

○ 使用料の額についての見直し等（別表関係）

学校施設の使用料を次のとおり見直し、社会教育分野のニーズに迅速かつ柔軟に対応できるよう、屋内運動場及び屋外運動場以外の学校施設については規則に委任することとしました。

区分		単位	金額
屋内運動場	片面	2時間	500円
	全面	2時間	1,000円
屋外運動場	全面	2時間	1,200円
その他規則で定める施設		2時間	1,000円の範囲内において、別に規則で定める額

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第1項）

この条例は、令和7年4月1日から施行します。ただし、別表の改正は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行します。

○ 経過措置（第2項）

この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によるものとします。

○ 準備行為（第3項）

学校施設の使用に関し必要な準備行為は、施行日前においても、行うことができるものとします。